

**消防団員等
公務災害認定事例集
&
質疑応答集**

消防団員等公務災害補償等共済基金

は し が き

我が国の消防は、平成 25 年に消防団 120 年・自治体消防 65 周年を迎えました。

消防団については、地域の防災力の中核として、地域密着性・要員動員力・即時対応力といった特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎょ等を行っており、地域の安全確保のために大きな役割を果たしています。

このような消防団員等に係る公務災害補償制度は、昭和 26 年の消防組織法の改正で法律上明文化されて以降、逐次整備・充実が図られ、現在では他の公務災害補償制度と遜色のないものとなり、多数の公務災害認定の事例が積み重ねられて参りました。近年、社会経済情勢の変化に伴い消防団の活動も極めて広範囲にわたっており、それらの活動の中で発生する公務災害も多様化しております。また、その発生件数は毎年千数百件に及んでおり、その中には重度な障害を残す事例や不幸にして殉職される事例も少なくありません。

これらの公務災害は、未然に防止することが極めて重要ではありますが、不幸にして災害が発生した場合は、迅速かつ公正な補償がなされなければなりません。そのためには、公務災害の認定事務、補償事務が、適正かつ円滑に実施されることが重要であり、その際に類似した事例があれば公務上・外の認定に当たっての目安となり得ます。

このため当基金では、従来より認定事例集&質疑応答集を発行してきたところですが、前回（平成 16 年 3 月）の発行から 10 年が経過し、その間に東日本大震災が発生したこともあり、今回最新版となる本書を発行することとしました。

本書は、過去に発生した様々な事例と全国の市町村から寄せられた質問とその回答を体系的に整理したものであり、消防団事務担当者の方々が公務災害の認定と補償の実務に携わる際の参考となり、被災団員等に対する迅速かつ公正な補償を遂行するために役立てていただければ幸いです。

平成 26 年 3 月

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 丹 下 甲 一

目次

第1編 公務災害認定事例集

第1章 公務災害の認定

第1 団員に係る公務災害の認定

1 負傷

(1) 消火、水防、訓練、点検整備中の負傷

事例1 火災現場で隣接建物への延焼防止活動中の落下物による死亡（公務上）	1
事例2 消防相互応援協定に基づき隣接町の建物火災に出動し、消火活動中の負傷（公務上）	2
事例3 勤務先の会社で近隣の住宅火災を発見し、現場に駆けつけて初期消火作業中に負傷（公務上）	3
事例4 自家火災の初期消火作業に従事中の負傷（公務外）	4
事例5 自家火災で消防隊の到着後、引続き消火作業に従事中の負傷（公務上）	5
事例6 火災現場で消防警戒区域の設定のため通行を制止し、そのため通行人から暴行を受けて負傷（公務上）	6
事例7 大雨洪水警報下で河川堤防で危険区域の設定作業中に河川に転落して溺死（公務上）	7
事例8 高潮警戒の夜間巡回後、腹部打撲が原因となった腹腔内出血性ショックによる死亡（公務上）	8
事例9 集中豪雨下で河川の危険区域の巡視中に川堤の道路が崩壊し河川に転落して溺死（公務上）	9
事例10 暴風雨下で漁港の警戒業務に就き、船舶の係留ロープの補強作業中に飛来物により負傷（公務上）	10
事例11 津波注意報発令下において堀内水門の閉鎖作業に従事中の負傷（公務上）	11

事例12	消防ポンプ操法訓練で右膝痛の発症後、約2ヶ月を経過して診断された右膝半月板損傷（公務上）	12
事例13	消防操法競技会における“人員・服装点検”で、突然意識喪失を発症し倒れた際に負傷（公務上）	13
事例14	消防水利調査及び防火水槽の除雪作業終了後、道路で転倒して負傷（公務上）	14
事例15	消防水利確保のため、池の周辺の草刈作業に従事中の負傷（公務上）	15
事例16	月例定期点検で消防ポンプ車のバッテリーの充電作業中のバッテリー破裂による負傷（公務上）	16
事例17	秋季火災予防の一環として実施された消防水利の点検作業で、防火水槽のマンホール蓋を移動していたところ、左足に蓋を落として負傷（公務上）	17
事例18	防災訓練に向けて分団リハーサルのため、会場の草刈作業に従事中の負傷（公務上）	18
事例19	訓練で使用したホースを乾燥塔に吊り上げる作業中に滑車とホースの落下による負傷（公務上）	19
事例20	分団屯所の屋根の破損個所の応急措置作業後、はしごの途中から飛び降りて負傷（公務上）	19
(2) レクリエーション参加中の負傷		
事例21	実施計画を予め消防団長に提出し、その承認を得て実施した分団ソフトボール大会の参加中の負傷（公務上）	20
事例22	市消防団運動会の棒引き競技中の負傷（公務上）	21
事例23	消防団が町民体育祭に参加し、その競技中の負傷（公務上）	22
事例24	消防団ソフトボール大会参加のため、その事前練習中の負傷（公務外）	23
事例25	消防団バレーボール競技大会に向けて、実施計画に基づく事前練習に参加中の負傷（公務上）	24
(3) 消防特別警戒・防火広報活動中の負傷		
事例26	年末特別警戒の待機中に夜食をコンビニエンス・ストアに買いに行き、その帰路途中の負傷（公務上）	25
事例27	地区自治会の要請により、河川の枯草焼却作業の警戒に出動し、延焼防止作業中の負傷（公務上）	26

事例28	どんど焼きの警戒中、燃焼中の竹が倒れて負傷（公務上）	27
事例29	地区盆踊り大会の会場整理等に出動し、大会終了後詰所で使用した ホースの乾燥作業中の負傷（公務上）	28
事例30	火災予防広報活動のため、詰所で消防自動車の準備中に部下に暴行を 受けて負傷（公務上）	29
事例31	火災予防広報のため防火チラシを各家庭に配布していたところ、飼犬 に噛まれて負傷（公務上）	31

(4) 研修・懇親会等での負傷

事例32	県消防協会及び県消防ポンプ操法大会の会議に出席し、その帰路途上 の交通事故による死亡（公務上）	32
事例33	消防学校の初級幹部研修（3泊4日）に参加し、夕食後学校内の浴場 で転倒して負傷（公務上）	33
事例34	歳末特別警戒に引き続き詰所で行われた打上げ会に出席し、階段で足 を踏み外し転落して負傷（公務外）	34
事例35	分団総会の終了後に開催された懇親会に出席し、翌朝詰所付近の河川 で発見された転落死（公務外）	36
事例36	分団定例会議後の懇談会の終了後、普通自動二輪車で帰宅途上の交通 事故による死亡（公務外）	38
事例37	退団に伴う業務引継ぎの終了後慰労会に出席し、深夜の帰宅途上の交 通事故による死亡（公務外）	39

(5) 行方不明者の捜索、人命救助活動中の負傷

事例38	豪雨により行方不明となった住民の捜索活動中に河川敷で転倒して負 傷（公務上）	40
事例39	土石流により行方不明となった住民の捜索活動中に河川で転倒して負 傷（公務上）	41
事例40	キノコ狩りで入山した老人が行方不明となり、その捜索活動中に転倒 して負傷（公務上）	42
事例41	下校途中で河川に転落して行方不明になった小学生の捜索活動中、 テトラポットで足を滑らせて負傷（公務上）	43
事例42	行方不明者の捜索に相互応援協定に基づき出動し、捜索活動中にスズ メ蜂に襲われて負傷（公務上）	44
事例43	他町の山へ山菜取りに行き行方不明となった消防団員の捜索に、同僚	

団員が自主的に参加して活動中の負傷（公務外）	45
事例44 警察からの要請により山中に逃亡した集団密入国事件の容疑者の検索 に出動し、捜索中に転倒して負傷（公務外／他の法律の適用）	46
事例45 総合公園で子供が川に転落し、救助のため川に入り流されて死亡（公 務外／他の法律の適用）	47

(6) 出動又は帰路途上の負傷

事例46 消防団幹部会議に出席のため、通常の経路を迂回して上司を迎えに行 く途上の交通事故による負傷（公務上）	48
事例47 漁船を利用して消防団幹部会議へ出席する途上、エンジン故障による 負傷（公務上）	49
事例48 豪雨災害で出動命令を受け軽四輪トラックで消防機庫へ向かう途上で 行方不明となり、約2週間後に河川で発見された溺水による死亡（公務 上）	50
事例49 集中豪雨下で詰所へ向かう途上、用水路への転落による溺死（公務 上）	52
事例50 建物火災の出動命令を受け、出動の際に自宅玄関の敷居につまづき転 倒して負傷（公務上）	53
事例51 分団会議の終了後自転車で帰宅し、敷地内で転倒して負傷（公務外）	54
事例52 消防ポンプ操法訓練終了後同僚団員と飲食店で飲酒した後、帰宅途上 で道路の溝に足をとられて負傷（公務外）	55
事例53 規律訓練終了後自家用車による帰宅途中で道路側溝に脱輪し、復旧作 業中に車のアンテナで眼を負傷（公務上）	56

(7) 公務上の傷病と相当因果関係をもって発生した負傷

事例54 公務傷病（右頬挫創）の治療のため、バイクで病院へ行く途中で車に 追突されて発生した左足捻挫（公務外）	57
事例55 公務傷病である左アキレス腱断裂で自宅療養中に転倒して発生した同 一部位の再断裂（公務上）	58

(8) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

事例56 独居老人宅の雪降ろし作業に従事中屋根から転落して負傷（公務上）	59
事例57 分団員有志による県操法大会出場分団の操法訓練の見学等の後懇談会	

に参加し、帰路途上の交通事故による負傷（公務外）	60
事例58 地震により亀裂の生じた山肌の崩落防止の作業中にハチに刺されて負傷（公務上）	61
事例59 入団予定者が任命前に分団長の要請により分団総会に出席し、その帰路途上の交通事故による死亡（公務外）	62
事例60 消防団員を対象とした健康診断を受診していた団員が、会場の段差につまずき転倒して負傷（公務上）	63
事例61 新入団員勧誘業務で候補者宅を訪問し玄関を出たところ、飼犬に噛まれて負傷（公務上）	64

2 疾病

(1) 公務に起因する疾病

ア 腰部の疾病

事例62 簡易無蓋貯水槽の清掃で泥出し作業に従事中に発症した急性腰痛症（公務上）	65
事例63 豪雨により増水した河川の土のう積作業に従事中に発症した腰椎椎間板ヘルニア（急性症状のみ公務上）	66
事例64 消防ポンプ車の操法訓練中に発症した腰椎椎間板ヘルニア（公務上）	68
事例65 ポンプ操法訓練で転倒し、既往症の椎間板ヘルニアを増悪させて発症した腰痛症（急性症状のみ公務上）	69
事例66 消火活動中に側溝に落ちて腰を痛め約6ヶ月後の訓練中に発症した腰痛症（公務外）	70

イ 脳系統の疾病

事例67 約2ヶ月間の消防操法訓練に従事した後、県操法大会に出場中発症した脳梗塞（公務上）	72
事例68 水防工法の訓練中に発症した脳出血（公務上）	75
事例69 連日にわたり消防団員募集活動業務に従事し自宅で発症したくも膜下出血（公務上）	76
事例70 年末特別警戒に従事した後、翌朝自宅で発症した脳内出血（公務外）	78
事例71 夜間警戒に出動し、詰所で車両準備中に脳疾患を発症した事案（公務外）	80
事例72 年末特別警戒で3回目の巡回を終え詰所に帰所して発症した脳内出血	

(公務上)	82
事例73 出初式において町内行進で旗手を務めた後会場で一連の行事終了直後に発症した脳梗塞 (公務上)	83
事例74 町防災訓練で地域防災会から被害状況の報告を受け、団員の派遣指示を行っていた際に発症した脳幹出血 (公務上)	85
事例75 夜間の操法訓練の従事後自宅で就寝中に火災出動命令を受け、消防車で火災現場へ急行する途上で発症した脳出血 (公務上)	87
事例76 ラップ奏法の特別訓練中に発症した脳動脈瘤の破裂によるくも膜下出血 (公務上)	88
事例77 秋季検閲式に出動し規律訓練の整列時に発症した脳梗塞 (公務外)	90
事例78 規律訓練の開始直後に発症したくも膜下出血 (公務外)	91
事例79 建物火災現場で筒先担当を交代して放水圧調整のためポンプ車に駆けつける途上で発症した脳内出血 (公務上)	92
事例80 早朝訓練に参加後、発生した建物火災に出動し、現場活動中に脳出血を発症した事案 (公務上)	94
事例81 建物火災に出動し、火災現場でホース展張等の活動を行っていたところ、脳疾患を発症した事案 (公務上)	96
ウ 心臓系統の疾病	
事例82 県消防操法大会に向けてのポンプ操法訓練に参加し、模範操法を実施した直後に発症した急性心筋梗塞 (公務上)	98
事例83 視察研修先の宿泊施設で発症した心筋梗塞 (公務外)	99
事例84 林野火災の出動命令を受け現場到着後、伝令業務の従事中に発症した急性心筋梗塞 (公務上)	101
事例85 阪神大震災発生後連日にわたり消防活動に従事した後、仮眠中に発症した心筋梗塞 (公務上)	103
事例86 火災現場で筒先補助員として消火活動中、燃焼物の黒煙と炎に襲われた直後に発症した急性心筋梗塞 (公務上)	104
事例87 夜間の規律訓練に従事後、翌朝自宅で就寝中に発症した急性心不全 (公務外)	106
事例88 詰所新築に伴う消防資器材の移動作業の終了後に開催された慰労会に出席し、帰宅直後に発症した心臓性突然死 (公務外)	107
事例89 林野火災を覚知して火災現場へ急行し、消火作業に従事中に発症した亜急性心筋梗塞 (公務上)	109
事例90 自宅で休憩中に河川の枯草火災を覚知して火災現場へ急行し、火点直近で分団指揮等を執っていた際に発症した急性心不全 (公務上)	111

事例91 消防ポンプ積載車で集落内の警戒、消防資機材の点検後、車庫内で連絡事項の伝達を行っていた際に発症した急性心機能障害（公務外）	113
事例92 夜間のポンプ車操法訓練に従事中に発症した心筋梗塞（公務上）	115
事例93 消防操法訓練の指導等に当たり、帰宅後に発症した急性心不全（公務外）	116
事例94 就寝中に火災出動の命令を受け、その出動途中で発症した急性心筋梗塞（公務上）	118
事例95 地震発生直後に津波警報が発令され、海岸の水門閉鎖作業の従事直後に発症した急性心筋梗塞（公務上）	119
事例96 防火水槽の点検・清掃等に引続き消防操法訓練に従事した後、反省会の席上で発症した急性心筋梗塞（公務上）	121
事例97 納屋火災に出動し筒先担当員として消火作業中に発症した急性心筋梗塞（公務上）	123
事例98 住宅火災に出動し消火作業に従事中に発症した発作性心房細動（公務上）	125
事例99 深夜の山林内の車両火災に出動して消防活動に従事し、早朝に帰宅し就労後に発症した急性心不全（公務上）	126
事例100 火災現場付近で水利誘導・交通整理を行っていた際に心疾患を発症（公務上）	128
エ その他の疾病	
事例101 山林で行方不明者の搜索活動に従事後、1週間余を経過して発症したつつが虫病（公務上）	130
事例102 纏振りの訓練で発症した右耳介軟骨膜炎（公務上）	131
事例103 行方不明者の搜索活動で、炊き出しの食事により発症した食中毒（公務上）	132
事例104 ポンプ操法訓練等に従事後、翌早朝に発症した左自然気胸（公務上）	133
事例105 夜間の操法訓練に従事して発症した左鼠径ヘルニア（公務上）	134
事例106 消防器具庫で消防ポンプ積載車の点検業務に従事中に発生した排気ガス中毒死（公務上）	136
事例107 所属分団の用務先である隣接分団の懇親会に同席し、急性アルコール中毒が原因となった嘔吐物による窒息死（公務外）	138

第2 民間協力者に係る災害の認定

1 負傷

(1) 消防業務協力中の負傷

事例108 消防団員の協力要請を受け、住宅火災の消火作業に従事中的負傷 （補償の対象）	140
事例109 住宅火災で居住者の救助作業に従事中的負傷（補償の対象）	141
事例110 住宅火災の初期消火作業に従事中的負傷（補償の対象）	141
事例111 アパートの居住者が隣室の火災に際し、初期消火作業に従事中的負傷 （補償の対象）	142
事例112 住宅所有者が自宅敷地内の車庫兼倉庫の火災で、初期消火作業に従 事中的負傷（補償の対象外）	143
事例113 住宅火災の鎮圧後焼失家屋の後かたづけ作業に従事中的負傷（補償 の対象外）	144
事例114 顧客を訪ねた銀行員が訪問先の住宅火災に遭遇し、初期消火作業に 従事中的負傷（他の法律の適用）	145
事例115 役場職員が公務外出中に住宅火災に遭遇し、初期消火作業に従事中 の負傷（補償の対象）	146
事例116 市主催の自衛消防隊技術訓練大会に出場するため、消防署の指導下 で訓練に参加していた企業自衛消防隊員の負傷（補償の対象外）	148
事例117 消防団長の協力要請を受け、土砂崩れ現場で土砂等の除去作業に従 事中的負傷（補償の対象）	149

(2) 救急業務協力中の負傷等

事例118 交通事故現場で救急隊員の要請を受け、車内に閉じ込められた負傷 者の救出作業中の負傷（補償の対象）	150
事例119 交通事故現場で救急隊員の要請を受け、救急カバンの搬送中の負傷 （補償の対象）	151
事例120 119番通報し口頭指導員の指導に基づき、要救助者に対して人工呼吸 を行い、血液の吸引により生じたB型肝炎の感染疑（補償の対象）	152
事例121 自家用車で走行中歩道で意識不明となっている者を発見し、119番通 報し口頭指導員の指示に基づき人工呼吸を行い唾液の吸引で生じたB型 肝炎の感染疑（補償の対象）	153

(3) 水防作業・応急措置業務協力中の負傷

事例122 集中豪雨下で消防団長の協力要請を受け、土のう積み作業に従事中	
--------------------------------------	--

の負傷（補償の対象）	154
事例123 集中豪雨下で消防団長の協力要請を受け、河川の流木等の除去作業に従事中の負傷（補償の対象）	155
事例124 災害対策本部長の要請を受け、豪雨による河川氾濫の防御活動に従事中の負傷（補償の対象）	156
(4) 行方不明者の捜索、人命救助活動中の負傷	
事例125 消防団長の協力要請を受け、河川で行方不明となった住民の捜索活動中の負傷（補償の対象）	157
事例126 救助隊員の協力要請を受け、海に転落した自家用車の乗員の救助活動中の負傷（補償の対象）	158
事例127 消防職員の協力要請を受け、用水路に転落した女兒の救助活動中の負傷（補償の対象）	159
2 疾病	
(1) 脳系統の疾病	
事例128 枯草火災の初期消火作業中に発症したくも膜下出血（補償の対象）	160
事例129 集中豪雨下で樋門の開放作業に従事中に発症した脳出血（補償の対象）	161
事例130 山林火災の消火作業に従事中に発症した小脳出血（補償の対象）	163
(2) 心臓系統の疾病	
事例131 建築現場で休憩中に建物火災を発見し、初期消火作業中に発症した急性心筋梗塞（補償の対象）	164
事例132 近隣の建物火災に際し、平屋の屋根からバケツリレーによる初期消火作業中に発症した急性心筋梗塞（補償の対象）	166
事例133 子供の火遊びで発生した火災の初期消火作業中に発症した心臓肥大症による心不全（補償の対象外）	167
事例134 住宅火災の初期消火活動に引続き、逃げ遅れた家人の救助活動中に発症した心不全（補償の対象）	169

(3) その他の疾病

事例135 住宅火災で人命救助活動中における濃煙の吸引による窒息死（補償の対象）	170
事例136 隣家の火災に際し、初期消火作業中に発症した気管支喘息（急性症状のみ補償の対象）	171
事例137 建物火災の初期消火作業中に発症した過換気症候群（補償の対象）	173
事例138 山崩れで倒壊した家屋の住人の救助活動中、再び発生した山崩れの土石流により生理めとなった住民の死亡（補償の対象）	174

第2章 特殊公務災害の認定

事例139 火災鎮圧のため火災建物のスレート屋根に登り放水していたところ、屋根が抜け落ち転落した団員の死亡（該当）	176
事例140 地下街で発生したガス爆発で一般人を避難誘導中に発生した二次ガス爆発による団員の死亡（該当）	177
事例141 山林火災で消火作業中に急速に拡大した火炎に包まれて全身熱傷を負った団員の負傷（該当）	178
事例142 火山噴火による土石流の警戒業務に従事中に発生した火砕流に巻き込まれた団員の死亡（該当）	179
事例143 集中豪雨下で危険地区の住民を避難誘導中に発生した土石流に巻き込まれた団員の死亡（該当）	180

第3章 公務災害の認定（東日本大震災に係るもの）

第1 東日本大震災における消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況等について

1 消防団員等の被災状況及び公務災害等の認定状況等について

2 殉職した消防団員の状況について

- (1) 殉職した消防団員の年齢構成
- (2) 殉職した消防団員の活動状況

3 津波による消防団員等の死亡事案の公務上の判断について

- (1) 消防団員のケース
- (2) 民間人のケース

第2 団員に係る公務災害の認定

1 負傷

- 事例144 消防団員が震災により発生した山林火災の消火作業中に左肩を負傷
（公務上） ……………186
- 事例145 消防団員が震災により発生した火災の消火作業中に右膝を負傷（公
務上） ……………187
- 事例146 消防団員が高齢者を避難誘導中、津波に流され左下腿を負傷（公務
上） ……………187
- 事例147 消防団員が詰所で資機材を準備していたところ津波に流され、その
際に釘状のものが右足に刺さり負傷（公務上） ……………188
- 事例148 消防団員が消防車両に乗車し避難誘導中、津波に巻き込まれ腰部及
び胸部を負傷（公務上） ……………188

2 疾病

- 事例149 地震発生後、対策本部の会議出席中にくも膜下出血を発症（公務上） ……189

3 死亡

- 事例150 消防団員が地区内の水門を閉鎖中、津波に巻き込まれて死亡（公務
上） ……………190
- 事例151 消防団員が避難誘導の際、民家に取り残された住人を救助中、津波
に巻き込まれて死亡（公務上） ……………191
- 事例152 消防団員が避難誘導中に、海に流されそうな者を救助していたとこ
ろ津波に巻き込まれて死亡（公務上） ……………191
- 事例153 消防団員が警戒活動を行っていたところ、津波に巻き込まれて死亡
（公務上） ……………192
- 事例154 消防団員が屯所屋上で半鐘を鳴らし避難誘導していたところ、屯所
もろとも津波に流されて死亡（公務上） ……………193
- 事例155 消防団員が水門を閉鎖し、屯所付近で避難誘導した後、消防車両に
乗車しようとしていたところを津波に巻き込まれて死亡（公務上） ……193
- 事例156 消防団員が津波警報発令を受け、自家用車で屯所に向かう途上津波
に巻き込まれて死亡（公務上） ……………194
- 事例157 消防団員が大津波警報を受け、半纏を取りに帰宅し、その後、避難

誘導に向かっている途中で津波に巻き込まれて死亡（公務上）	194
事例158 消防団員が大津波警報により、職場から屯所へ向かう途中で津波に巻き込まれて死亡（公務上）	195
事例159 消防団員が避難広報及び水門閉鎖を行い、津波が迫ってきたことから屯所へ戻り自家用車に乗り換えて避難している途中、津波に巻き込まれて死亡（公務上）	196
事例160 消防団員が消防ポンプ車で避難誘導中、津波が押し寄せてきたことからポンプ車から下車し、山へ避難しているときに津波に巻き込まれて死亡（公務上）	196
事例161 消防団員が水門閉鎖後、避難しているときに津波に巻き込まれて死亡（公務上）	197
事例162 地震発生後、住民を積載車に乗せ搬送していたところ、津波に巻きこまれて死亡（公務上）	197
事例163 消防積載車で避難広報を行った後、消防器具置場に戻り、積載車に資機材を増強していたところ、津波に巻きこまれて死亡（公務上）	198
事例164 地震発生後、活動中に津波が押し寄せてきたことから消防ポンプ自動車に飛び乗り、避難しようとしたところ津波に巻きこまれ車が横転したまま流され、一旦、救出されたが道路寸断などで救急搬送が遅れ、出血性ショックで死亡（公務上）	199
事例165 地震発生後、連日、捜索活動を行っていたところ、自宅で脳疾患を発症し死亡（公務上）	200
事例166 地震発生により大津波が発生する中、住民を積載車に乗せ避難させていたところ、津波に巻きこまれて死亡（公務上）	200
事例167 地震発生後、住民を積載車に乗せて搬送していたところ、津波に巻きこまれて死亡（公務上）	201
事例168 消防団員が避難誘導にあたっていたところ津波に巻き込まれて死亡（公務上）	202
事例169 地震発生後、職場の同僚に消防団活動に行くと言い残し、自家用車で消防屯所に向かう途中で津波に巻きこまれて死亡（公務上）	202

第3 水防従事者に係る災害の認定

事例170 地震発生後、消防団から従事要請を受け消防自動車に乗車し、住民の避難広報を行っているときに津波に巻き込まれて死亡（補償の対象）	203
事例171 地震発生による大津波警報発令後、市の防災担当者から河川、堤防等の状況確認を依頼され、車で現場に向かおうとしているときに津波に	

襲われ死亡（補償の対象）	204
--------------	-----

第4章 重大な過失の決定

事例172 自家用車で消防操法訓練に出動する途上のスピード違反による負傷 （該当）	205
事例173 消防操法訓練終了後オートバイで帰宅する途上の交差点での信号無 視による負傷（該当）	206

第5章 傷病の再発の認定

事例174 消防訓練の帰路途上交通事故により負傷して、傷病の治ゆ後に発症 した外傷性てんかん（該当）	208
事例175 消防ポンプ車後部からの転落事故により負傷して、傷病の治ゆ後約 11年を経過して発症した頸髄症（非該当）	209
事例176 はしご操法での転落事故で負傷して、傷病の治ゆ後下腿切断のため の療養（該当）	210
事例177 住宅火災の人命救助活動で負傷して、傷病の治ゆ後に発症した疼痛 症状（非該当）	211

第6章 傷病等級の決定

事例178 建物火災の消火活動で発症した脳幹出血による療養の継続（第1級 第3号）	214
事例179 水防訓練で発症したくも膜下出血による療養の継続（第2級第2 号）	215

第7章 障害等級の決定

1 眼・口の障害

事例180 右眼の視力障害・左の眼瞼の運動障害・外貌の醜状障害・口のそ しゃく障害を残した場合（第4級（併合））	217
事例181 右眼に視力障害と外傷性散瞳の障害を残した場合（第8級（併合））	219
事例182 右眼外傷性眼球破裂により視力障害及び眼球の運動障害を残した場 合（第8級（準用））	220

事例183 歯牙障害及びそしゃく機能の障害を残した場合（第10級第3号） ……221
事例184 3歯に歯科補てつを加えていた者が、公務災害により更に5歯に歯
科補てつを加えた場合（第13級第5号） ……222

2 神経及び精神の障害

事例185 脳内出血により中枢神経障害を残した場合（第1級第3号） ……224
事例186 脳挫傷により中枢神経障害を残した場合（第2級第3号） ……225
事例187 くも膜下出血により中枢神経障害を残した場合（第3級第3号） ……226
事例188 脳出血により中枢神経障害と精神障害を残した場合（第3級第3号） ……228
事例189 急性一酸化炭素中毒により神経系統に障害を残した場合（第3級第
3号） ……229
事例190 右足底神経断裂により疼痛を残した場合（第12級第13号） ……230
事例191 右手屈筋断裂等により右手指に知覚障害を残した場合（第12級第13
号） ……231
事例192 左脛骨開放骨折により受傷部位に疼痛・知覚鈍麻を残した場合（第
14級第9号） ……232
事例193 脳挫傷により脳波上にてんかん性棘波を残した場合（第9級第10号） ……233

3 醜状障害

事例194 頸部及び両手背に醜状を残した場合（第12級第14号） ……234
事例195 顔面、両手背及び右下肢に醜状を残した場合（第12級第14号） ……235
事例196 顔面及び両手、両上肢に醜状を残した場合（第11級（併合）） ……236

4 胸腹部臓器（心臓疾患）の障害

事例197 急性心筋梗塞の後遺症として心筋障害を残した場合（第9級第11
号） ……238
事例198 急性心筋梗塞により心臓前壁下部の一部を喪失し、心機能低下を残
した場合（第7級第5号） ……239
事例199 急性心筋梗塞により心室中核等の機能に障害を残した場合（第11級
第10号） ……240

5 せき柱及びその他の体幹骨の障害

事例200 頸髄損傷によるせき柱の変形障害と外傷性頸部症候群による神経障害を残した場合（第8級（併合））	241
事例201 腰椎の圧迫骨折によりせき柱に運動障害を残した場合（第8級第2号）	243
事例202 骨盤骨の変形障害、右肘関節の機能障害及び顔面部に複数の線状痕を残した場合（第11級（併合））	244
事例203 第1腰椎の変形障害と腰仙部に疼痛を残した場合（第11級第7号）	245
事例204 せき柱及び右膝関節に運動・機能障害を残した場合（第7級（併合））	246
事例205 骨盤骨の変形障害、右下肢の短縮障害、右膝関節及び足関節に機能障害を残した場合（第6級（併合））	248

6 上肢及び手指の障害

事例206 左手関節に機能障害を残した場合（第12級第6号）	250
事例207 左肘関節に機能障害を残し、同部位に手術痕を残した場合（第10級第10号）	251
事例208 同一上肢の肩関節、肘関節、手関節及び手指に機能障害を残した場合（第6級（準用））	252
事例209 右肩関節に機能障害を残した場合（第10級第10号）	254
事例210 右手指の関節に機能障害を残した場合（第12級第10号）	255
事例211 左手小指に機能障害を残した場合（第13級第6号）	256
事例212 右手母指に機能障害、神経障害及び手術痕を残した場合（第10級第7号）	257
事例213 左手示指に機能障害及び左中指に神経障害を残した場合（第12級第10号）	259
事例214 右手示指を切断し、欠損障害を残した場合（第11級第9号）	260

7 下肢及び足指の障害

事例215 同一下肢に変形障害、機能障害及び神経障害を残した場合（第6級（準用））	261
事例216 右股関節に機能障害、神経障害及び変形障害を残した場合（第12級第7号）	262
事例217 左足関節に機能障害、神経障害及び醜状障害を残した場合（第9級（併合））	264

目 次

事例218 同一下肢に変形障害、機能障害、神経障害及び醜状障害を残した場合（第12級（併合））	265
事例219 右下肢に短縮及び機能障害を残すとともに、左下肢に偽関節を残した場合（第7級（併合））	267
事例220 人工骨頭の置換術を行ったため下肢に短縮障害を残した場合（第8級第7号）	269
事例221 右拇趾に機能障害を残した場合（第12級第12号）	270
事例222 両下肢を足関節以上で失った場合（第2級第4号）	271

第2編 質疑応答集

第1章 公務災害補償制度とその適用

1	消防団員等に対する公務災害補償の根拠法令	273
2	消防基金の役割	273
3	災害補償の内容	274
4	消防基金が「市町村に代わって福祉事業を行う」意義	277
5	任命の日に被災した場合の災害補償の適用	277
6	公務災害で療養中に退団した者の災害補償の適用	278
7	役場職員が消防団員を兼ねている場合の災害補償の適用	278
8	産業廃棄物の不法投棄に係る監視活動中の負傷	279
9	火災現場に出動途上の事故で他人を負傷させた場合	280
10	他市町村での消火活動中の負傷	280
11	高速道路での火災で、現場付近に居住する団員の消火活動中の負傷	281
12	熊の捕獲作業中に被った負傷	281
13	消防団が実施する地域安全活動	282
14	警察の業務に協力中に被った負傷	283
15	消防団のスポーツ大会等への参加中の負傷	283
16	町民祭りの雑踏整理中に被った負傷	284
17	ソフトボール大会の応援中に被った負傷	285
18	公務の始点と終点	285
19	公務の往復途中の“逸脱・中断”	286
20	赴任先での消火活動後隣町にある自宅に帰る途上の負傷	288
21	民間協力者の補償の適用範囲	289
22	補償の適用となる消防対象物の構造上の区分形態	290
23	火災通報者の負傷	291
24	消防団の他市町村の災害出動について	291
25	自主防災組織構成員の活動中の被災について	292

第2章 補償基礎額

1	団員の補償基礎額	293
2	民間協力者の補償基礎額	294
3	扶養親族の範囲	294
4	団員の補償基礎額の算定方法	295

5	配偶者に収入があった場合の扶養加算	296
6	年金支給中に扶養親族加算の要件に該当しなくなった場合	297

第3章 損害補償と福祉事業

第1 療養補償

1	高額な診療単価の取扱い	299
2	病院の選択と重複診療の取扱い	299
3	再検査費用の取扱い	300
4	腰痛における公務上外の認定について	300
5	公務傷病で歩行練習中の事故による療養補償の取扱い	301
6	公務傷病で療養中、恣意的行為で同部位を増悪させた場合の療養補償	302
7	自宅療養で使用した売薬の取扱い	302
8	治療材料の取扱い	303
9	療養器材の取扱い	304
10	入院中の室料差額の取扱い	304
11	移送費（交通費）の取扱い	305
12	移送費（交通費）の証明書の取扱い	306
13	柔道整復師の骨折治療の取扱い	306
14	はり・きゅう・マッサージ師の施術の取扱い	307
15	カイロプラクティック療法の取扱い	308
16	“治ゆ”の時期の取扱い	309
17	傷病の再発の取扱い	310
18	消費税の取扱い	311
19	公務傷病の治療に健康保険を使用した場合の取扱い	311

第2 休業補償と休業援護金

1	休業補償及び休業援護金の支給要件	312
2	休業補償及び休業援護金の算定方法	313
3	事故発生日の休業補償	314
4	勤務や就労を要しない日の休業補償	315
5	休業期間中に基本給が支払われたときの休業補償	315
6	公務傷病による療養中に勤務先が倒産した場合の休業補償	316
7	休業期間中にボーナスが支給された場合の休業補償	317

8	アルバイトの休業補償	318
9	税法上の事業所得者である保険外交員の休業補償	318
10	勤務時間外に通院した場合の休業補償	319
11	休業補償と年次有給休暇の賃金	320
12	入院中、医師の指示に従わない場合の休業補償	320
13	学生アルバイトの休業補償と補償基礎額	321
14	傷病の治ゆ後、残存障害の検査のため休業した場合の休業補償	321
15	交通事故で損害賠償を受けた場合の休業援護金	322
16	農業従事者又は自営業者の無収入証明の取扱い	322

第3 傷病補償年金

1	傷病補償年金の支給事由	323
2	1年6月を経過した日	324
3	傷病補償年金と休業補償	324

第4 障害補償

1	障害等級の仕組み	325
2	障害補償の支給要件	327
3	障害の併合	328
4	加重障害の取扱い	328
5	自然的経過による障害等級の変更	329
6	傷病の治ゆ後に再発し、再び治ゆした場合の障害補償	330

第5 遺族補償

1	遺族補償年金を受けられる遺族の範囲	331
2	“生計維持関係”と“生計同一関係”について	333
3	団員の送金により生計を維持していた場合	334
4	胎児であった子が出生した場合	334
5	受給資格者が再婚、養子縁組をした場合	335
6	事実上の配偶者の取扱い	335
7	受給権者が実家に帰り旧姓に復した場合	336
8	パート勤務の主婦が死亡した場合の遺族補償年金の受給権者	337
9	特例遺族の遺族補償年金の支給	337

10	三世同居家庭の孫の遺族補償の受給資格	338
11	年金停止期間中に受給権者の死亡により次順位者に受給権が移行した 場合	338
12	未支給の遺族補償年金の受給権者	339
13	遺族補償一時金の支給要件と代表者による請求	340
14	遺族補償（差額）一時金における補償基礎額	340

第6 葬祭補償

1	葬祭を二度行った場合の葬祭補償の受給権者	341
---	----------------------	-----

第7 介護補償

1	介護補償の支給事由	342
2	入院による介護補償の支給停止	342
3	介護保険と介護補償との関係	343

第8 外科後処置

1	治ゆ後の疼痛と外科後処置	343
---	--------------	-----

第9 補装具

1	補装具の価格	344
2	補装具の再支給	344

第10 アフターケア

1	アフターケアの期間中の手術	345
---	---------------	-----

第11 奨学援護金

1	留年した場合の奨学援護金	345
2	学校区分に変更があった場合	346
3	奨学援護金の終了	346

第12 就労保育援護金

- 1 “就労”の意義 ……………347
- 2 月の途中で就労した場合の就労保育援護金の支給 ……………347

第13 特別支給金・特別援護金・特別給付金

- 1 自然経過による等級変更があった場合の障害特別支給金及び障害特別
援護金 ……………348
- 2 遺族補償年金が支給停止されている場合の遺族特別給付金 ……………348

第14 他の法律による給付との調整

- 1 遺族補償年金と遺族厚生年金等との調整の意義 ……………349
- 2 障害補償年金と老齢厚生年金 ……………349

第15 その他

- 1 公務災害での自動車事故における損害賠償と損害補償との調整 ……………350
- 2 公務災害補償と所得税 ……………353
- 3 休業補償の受領委任 ……………353

第4章 自動車等損害見舞金支給事業

- 1 自動車等損害見舞金支給事業の根拠法令及び実施機関 ……………354
- 2 見舞金の支給対象 ……………354
- 3 支給対象となる損害の範囲 ……………355
- 4 見舞金の適用除外 ……………356
- 5 見舞金の支給額 ……………357
- 6 見舞金の取扱い（Q & A） ……………358

【参考編】

参考1 補償事務の流れ	361
参考2 公務災害補償の概要	362
参考3 関係法令	363
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 [抄]	
○消防組織法 [抄]	
○消防法 [抄]	
○消防法施行規則 [抄]	
○消防力の整備指針 [抄]	
○口頭指導に関する実施基準の制定及び救急業務実施基準の一部改正について [抄]	
○水防法 [抄]	
○災害対策基本法 [抄]	
○災害対策基本法施行令 [抄]	
○原子力災害対策特別措置法 [抄]	
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 [抄]	
○国家賠償法 [抄]	
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 [抄]	
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 [抄]	
○非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令 [抄]	